

■（仮称）手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段を促進する条例素案の骨子

【名称案】：手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段を促進する条例

【項目案】：前文

- ・地域の現状、背景
- ・障害者権利条約と障害者基本法改正の意義
- ・条例の制定が目指すもの

第1章 総則

- (1) 目的
- (2) 定義（障害者、社会的障壁、手話等コミュニケーション手段、合理的な配慮、コミュニケーション支援従事者等）
- (3) 基本的理念
- (4) 市の責務
- (5) 市民の役割
- (6) 事業者の役割
- (7) 施策の方針
- (8) 手話等コミュニケーション手段に関する調査及び研究
- (9) 財政上の措置

第2章 手話言語の促進

- (1) 手話言語を学ぶ機会の確保及び普及
- (2) 手話を用いた情報発信
- (3) 手話通訳者等の確保及び養成等
- (4) 学校における手話言語の普及

第3章 要約筆記・点字・音訳等の促進

- (1) 要約筆記・点字・音訳等を学ぶ機会の確保及び普及
- (2) 要約筆記・点字・音訳等を用いた情報発信
- (3) 要約筆記者・点訳者・音訳者等の確保、養成等
- (4) その他の障害者のコミュニケーション手段に対する支援及び配慮

第4章 明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会